

2024（令和6）年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
中東ビジネス等促進事業／調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査  
「中東主要国における下水処理市場及び事業機会調査」  
業務委託先の公募について

2025年2月10日  
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は、中東主要国における下水処理市場及び事業機会調査を実施するにあたり、下記要領にて本調査に係る業務の委託先を公募します。

## 記

### 1. 調査の概要

- (1) 調査名称：中東主要国における下水処理市場及び事業機会調査
- (2) 調査期間：契約開始日から2025年3月31日まで。  
※ただし、報告書提出は2025年3月21日（金）まで。
- (3) 調査対象：サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦、オマーン国、クウェート国、カタール国、バーレーン王国、エジプト
- (4) 背景：現在中東諸国では省電力、低コストの下水処理技術（汚泥処理含）への関心と再生水へのニーズが高まっている。そして中東主要国では下水分野の大型、中小型案件の入札案件が動き始めている。特に注目が集まっているサウジアラビアの汚泥処理規制に対する実態や再生水利用の実態を知ることは、日本企業へ市場機会を紹介するうえで重要となる。
- (5) 目的：中東主要国の水事情、具体的には下水処理の分野の現状・諸規制・将来計画を把握し、日本企業のビジネス機会の創成を支援する。
- (6) 調査項目（調査対象は公共下水分野）：Webでの情報収集・データ分析、書籍のレビュー、現地のキーパーソンへのインタビュー等を通じて下記項目を調査。
  - ① 下水処理と再利用の現状
  - ② 下水分野の規制
  - ③ 政府の政策と将来計画
  - ④ 日本企業のビジネス機会下水処理の現状、政府方針、規制、プロジェクト等を調査し日本企業が有する技術が適合し、事業として成立するか検証する。

### 2. 委託業務の留意点

- ① 下水処理と再利用の現状

- 下水行政を司る省庁及び実施機関と各々の主な役割と相関図
  - 現在と今後の市場規模
  - 主な課題と対策
  - 下水処理・再利用の最新状況 と動向(スラッジ処理やバイオガスの活用状況を含む)
  - 下水処理場の集中型に対して分散型のニーズ分散型の浄化槽タイプの可能性
- ② 下水分野の規制
- 処理水と放流と再利用の水質基準
  - スラッジ処理 (含水率、埋立て可か否かまた埋立てするための条件)
  - 規制強化に関する今後の動き
- ③ 政府の政策と将来計画
- 政府の方針・目標と投資計画
  - 具体的なプロジェクト計画
  - 価格価格に対するに対する政府の政府の考え方考え方 ((CAPEX と OPEX))、競争の状況競争の状況
- ④ 日本企業のビジネス機会
- 参入の可能性がある技術・分野
  - アプローチの方法

### 3. 応募要件

- (1) 日本法人 (登記法人) であること。
- (2) 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- (3) 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。
- (4) 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領 (平成 15・01・29 会課第 1 号) 別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (5) 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
 

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

  - a. 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) であること、法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であること。
  - b. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

- c. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 過去に日本国内および日本国外市場の調査における業務実績を有すること。

(7) 過去に下水処理分野の調査における業務実績を有すること。

#### 4. 成果物

(1) 調査報告書（日本語または英語を使用した書類。その電子媒体を含む）

(2) 2025年3月21日（金）までに、引用先リスト等を記載した Annex を除き、図表・統計も含めて A4 サイズで 100 頁程度もしくはそれ以上の頁数の報告書を提出するものとする。

(3) 報告書提出後、要点をまとめた報告会を実施すること。

#### 5. 応募方法

次の項目について書類を作成し、提出すること。

(1) 調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）

- 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名。
- 調査計画：調査の具体的方法。訪問先機関名、訪問先人物名を含む調査計画。
- 調査スケジュール。
- その他、調査実施に必要な項目。

(2) 委託費用積算明細書（形式自由）

- 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
- 各費用について積算明細を作成すること。人件費計上で使用する時間単価は算出根拠を明示できるものを使用すること。
- 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。

(3) 類似調査実績一覧（形式自由）

(4) 応募企業概要、コンプライアンス情報含む（形式自由）

(5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

(6) 応募書類の提出方法：Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip 等)にて、後述のメールアドレス宛に添付・提出。

(7) 応募(見積り)においては、日本語を使用すること。

(8) 見積り金額は日本通貨とし、消費税を含めること。

## 6. 応募書類提出期限

2025年2月25日（火）17時必着分まで

※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とする。

## 7. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価します。

- 提案内容の充実度および有益性
- 実施体制の妥当性
- 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- 類似業務の実施実績
- コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求めることがあります。

## 8. 選定結果の通知

提出期限後に当センターのウェブサイト上（下記 URL）に掲載します。

<https://www.jccme.or.jp/15/15-00.html>

## 9. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。
- (2) 公募参加資格の無い企業／法人の提出書類等は無効とします。
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 本事業の応募に関し、製作・準備等に係る全ての費用は応募者負担とします。
- (5) 選定結果に関する問い合わせは不可とします。

### 【応募書類提出および問合せ先】

公募担当 生田

Email : [ikuta@jccme.or.jp](mailto:ikuta@jccme.or.jp)

Tel : 03-3222-5020

以上

別添①

年 月 日

2024 年度中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
中東ビジネス等促進事業／調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査  
「中東主要国における下水処理市場及び事業機会調査」  
業務委託先の公募に係る提案書

法人名称：

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印